滋賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間817円」を「１時間821円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間818円」を「１時間822円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間805円」を「１時間806円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間800円」を「１時間804円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間820円」を「１時間824円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県各種商品小売業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人

第４号中「１時間747円」を「１時間751円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

島根労働局長　佐藤　弘実

第４号中「１時間693円」を「１時間696円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間823円」を「１時間827円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間790円」を「１時間795円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間796円」を「１時間801円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間755円」を「１時間761円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間781円」を「１時間784円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間821円」を「１時間825円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県各種商品小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間764円」を「１時間770円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間775円」を「１時間780円」に改める。

最低賃金の廃止決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、滋賀県繊維工業最低賃金（平成６年滋賀労働基準局最低賃金公示第３号）を平成23年12月30日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月１日

滋賀労働局長　岡﨑　直人